

合資社の意思を述べたのは

野民詰彦の告白

今世五日、會社に私共の要求に關する小文を頒布して、殊に
 國体協約の問題については、其根柢理由として、私共の作業
 振に對し最高級の義務を若せ居ます。故、事實は全く衆根
 の強弱でありました。私共の到底黙過することの出来ない處
 てあります。故に、其要求をおりて及駁し、會社の廉價を正
 したいと思ひます。

一、會社は債銀と時間と就いて、定額日給の平均額は一月八十
 六銭に及びます然るに作業時間は早いものは僅かに二時間
 と云つておきますが、常識を以てしても直ぐ判断出来る事
 事實二時間位で歸家する者は一人と云ふか、半人もあります
 人。もしあつたとしまし、も議員別である以上、夫は論ずる價
 値なきものであります。

二、監督の指揮命令にも服せず、と云ふが、夫は真赤な嘘で
 あります。二千余名の従業員中には、純粋に衆いと断言
 出来る人も、監督の申しも所謂等九事件を起すようなお
 方のある事も知つていたにきつたと思ひます。
 三、他所の事議を援のためは、反動僅かに二時間、と云ふは就い